

浄化槽に関するお知らせ

《平成31年度の補助金限度額等》

人槽区分	補助金限度額		対象住宅の要件
5人槽	市内業者が施工する場合	411,000円	住宅の延べ床面積が160㎡未満
	市外業者が施工する場合	352,000円	
7人槽	市内業者が施工する場合	514,000円	住宅の延べ床面積が160㎡以上
	市外業者が施工する場合	441,000円	
10人槽	市内業者が施工する場合	686,000円	住宅に台所及び浴室が2箇所以上ある場合
	市外業者が施工する場合	588,000円	

※店舗併用住宅は居住にかかる部分のみを上記に当てはめます。

- ・市内業者とは、大仙市内に事業所を有する法人又は市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- ・浄化槽の人槽は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により算定しますが、実情に添わない場合には、同基準の2. 建築用途別処理対象人員算定基準に定めるただし書きに基づき、住宅の延べ面積のみではなく、使用状況に応じて算定人員を増減できます。

《設置予定基数》

120基（5人槽59基、7人槽60基、10人槽1基）

《補助対象区域》

下記以外の区域です

- ・下水道事業認可を受けた区域
- ・農業集落排水事業を実施している区域

《補助対象とするもの》

- ・従前の住居が汲み取り便槽・単独処理浄化槽で新たに合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・従前が公共下水道等の住宅から転居して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・従前が合併処理浄化槽の住居から独立・分家して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・集合住宅・賃貸戸建住宅から転居して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・市外から転入して新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・災害により破損・故障した合併処理浄化槽の更新と家屋の建替え・新築に伴う設置。

※一戸建て賃貸住宅及び販売を目的とする住宅については、当該年度の2月20日までに賃貸借契約及び売買契約したものに限り、

入居者の従前の生活排水処理状況によって補助対象か異なります。

※浄化槽補助対象地域及び補助対象要件の詳細につきましては下記にお問い合わせください。

設置する地域	担当課		電話番号
大曲	市民部	生活環境課	0187-63-1111（代表）
神岡	神岡支所	農林建設課	0187-72-4605（直通）
西仙北	西仙北支所	農林建設課	0187-75-2970（直通）
中仙	中仙支所	農林建設課	0187-56-2116（直通）
協和	協和支所	農林建設課	018-892-3696（直通）
南外	南外支所	農林建設課	0187-74-3006（直通）
仙北	仙北支所	農林建設課	0187-63-3003（代表）
太田	太田支所	農林建設課	0187-88-1116（直通）